

# 税の申告

令和元年分所得税、2年度の住民税(町県民税)についての申告受付が2月17日(月)から始まります。必要な書類をそろえて、館林税務署または役場3階大会議室で忘れずに申告してください。

## 申告期間は2月17日(月)から3月16日(月)まで

### 01 ネットで確定申告を

インターネットを利用して、自宅で確定申告をしてみませんか。申告時間を短縮できるかもしれません。確定申告書等作成コーナーから、3つの方法で申告できます。

#### ●アクセス方法(右のQRコードも利用可)



- 「確定申告書等作成コーナー」と検索
- 以下のURLページにアクセスする。  
確定申告書等作成コーナー(国税庁ホームページ内)  
https://www.keisan.nta.go.jp

#### ①マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告

マイナンバーカードを利用して、自宅のパソコンから、24時間いつでも申告することができます。用意するものは以下の通り



### PickUp スマホ申告

スマートフォン専用画面から確定申告ができるのをご存知ですか。令和元年分からは利用できる範囲が拡大。好きな時間に、簡単に申告できます。

#### ●スマホ申告(スマホ専用画面)が利用できる人

- 給与所得を申告する人
  - 公的年金などの年金所得を申告する人
  - 雑所得や一時所得を申告する人
  - 医療費控除や寄附金控除などの所得控除を申告する人
- ※上記以外の方はスマホのweb画面からご利用ください。

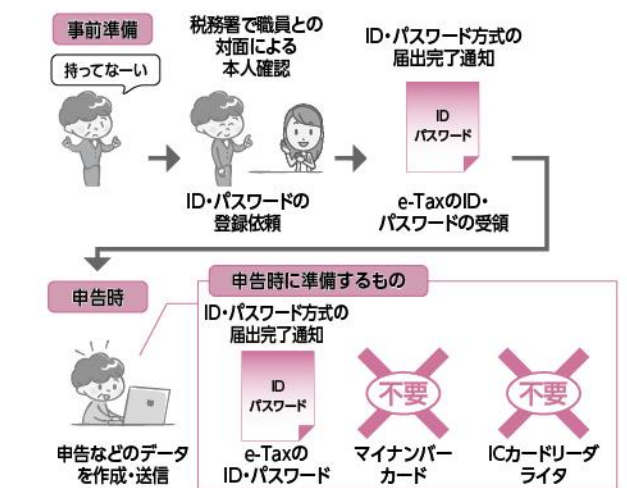
#### スマホ専用画面



スマホ申告に関するお問い合わせは  
**0570-01-5901**  
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(祝日除く)

#### ②ID・パスワード方式を利用してe-Taxで申告

マイナンバーカードやICカードリーダーを持っていない人でも利用できる申告方法です。事前に税務署で登録することで、簡単に利用することができます。



#### ③インターネットで作成し、郵送で提出

- ①画面の案内に従って入力をする
- ②申告書を印刷
- ③郵送で提出



スマホやタブレットなどを利用して作成した申告書も上記①～③の方法で提出します

## 02 館林税務署で申告を

#### ●申告の受け付けについて

期間 2月17日(月)～3月16日(月)

受付時間 午前8時30分～午後4時

(相談時間は午前9時～午後5時)

※混雑状況などで、受け付けを早めに終了する場合があります。

会場 館林税務署  
(館林市仲町11-12・☎72-4373)



#### ●税務署で申告する人

以下に該当する人は、館林税務署で申告をお願いします。

- ①青色申告の人
- ②令和元年中(注1)に営業や農業、不動産事業などを始めた人
- ③土地や建物などの不動産や、自動車・貴金属などの動産を譲渡した人
- ④株式や先物取引で譲渡益があった人、または株式や先物取引で生じた損失を繰越損失として申告する人
- ⑤特殊な配当所得のある人
- ⑥肉用牛の販売により、特定肉用牛所得の申告をする人
- ⑦消費税の確定申告がある人
- ⑧雑損控除のある人

所得税は確定申告で税額が確定し、納税または還付によって完了します。住民税(町県民税)と国民健康保険税は、確定した税額を令和2年度に納めていただきます。

(注1)…平成31年1月1日～令和元年12月31日の期間

※税務署からの送付物が変更されています  
申告書などの用紙は税務署から送付されません(平成29年分の確定申告から)。申告書に代わり「確定申告のお知らせ」(通知または、はがき)が送付されます。  
※申告用紙が必要な人は、館林税務署または役場税務課にお越しください。

## 03 役場での申告期間は2月17日(月)から3月16日(月)まで

#### ●申告の日程と対象地区

役場での確定申告の日程や時間は以下の通りです。申告会場は大変混雑しますので、時間に余裕をもってご来場ください。

期間 2月17日(月)～3月16日(月)

受付時間 午前9時～11時・午後1時～4時  
(火曜日のみ午後6時まで)

会場 役場3階大会議室

期日	対象地区(区)
2月17日(月)	全行政区 ←初日は大変混雑します
18日(火)	全行政区
19日(水)	下中野、前谷東原
20日(木)	横町化楽、天王元宿
21日(金)	前原
25日(火)	十三坊塚
26日(水)	上下西宿、前瀬戸宿、千原田向地

27日(木)	大根村琵琶首、谷中蛭沼
28日(金)	鶉上、鶉下、鶉新田
3月 2日(月)	光善寺、藤川、秋妻、一本木
3日(火)	渋沼、石打、住谷崎
4日(水)	全行政区
5日(木)	坪谷、水立大黒
6日(金)	西ノ根宮内中島、馬場大林
9日(月)	寺中、十三軒
10日(火)	店高原、本郷江原
11日(水)	古家十軒、大谷端宿赤東、開拓
12日(木)	新中野
13日(金)	明野
16日(月)	全行政区

対象地区は目安です。指定日以外でも受け付けできます。





医療費控除明細書の提出が必要です  
**医療費控除**を受ける人へ

●医療費控除を利用する人へ

医療費控除とセルフメディケーション税制の2種類から控除額の大きい方を選択できます。医療費控除は『医療費控除の明細書』の添付が必要です。医療費の領収書の添付は不要ですが、保存が必要です。なお、医療費控除は支払った医療費が戻ってくる制度ではありません。ご注意ください。

↓こちらの書類が『医療費控除の明細書』です。  
待ち時間短縮のために、事前にご記入をお願いします。

平成 令和 年分 医療費控除の明細書【内訳書】  
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 氏名

1 医療費通知に関する事項  
医療費通知は、医療費のお知らせの通知の1つです。医療費通知がある場合は添付することで明細書への記入を一部省略することができます。

2 1以外の明細  
医療費通知に記載されていない医療費は、明細書に記入する必要があります。

3 控除額の計算  
医療費の合計額から、生命保険などからの医療保険金や入院費給付金、社会保険や共済などから支給を受けた給付金(出産一時金など)、医療費の補填を目的として支払いを受ける損害賠償金、国民健康保険や後期高齢者医療保険からの高額療養費を差し引いて計算します。

※明細書は町ホームページまたは役場税務課にあります。  
※「セルフメディケーション税制の明細書」は様式が別です。記入方法などについては別途お問い合わせください。

●医療費控除の対象となるもの

医療費控除の対象となるのは、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間に支払った医療費などです。下記は対象となる費用の一例です。ご不明な場合はお問い合わせください。

- 医師や歯科医師による診療や治療の対価
- 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価
- 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価
- 6カ月以上寝たきりの人のおむつ代(※)  
※寝たきりの人の治療する医師の診断書が必要。

PickUp 申告時の時間を短縮するポイント  
**医療費控除の事前準備**

▶医療費通知(医療費のお知らせ)で明細書への記入を一部省略  
医療費通知がある場合は添付することで明細書への記入を一部省略することができます。

- 医療費通知を必ず持参してください
- 令和元年中(注1)以外の日付が含まれていた場合は差し引いた金額を計算してください
- 領収書との重複にご注意ください

(注1)…平成31年1月1日～令和元年12月31日の期間

▶医療費の領収書は添付不要。自宅で5年間保管が必要  
医療費の領収書の添付は不要ですが自宅での保存が必要です。廃棄しないようご注意ください。

- 申告時の領収書の添付や提示は不要です
- 領収書は自宅で5年間保存してください(税務署から提示または提出を求められる場合があります。必ず保管してください)

▶保険金などから補填された金額は差し引いて計算  
次のような、補填金は医療費から差し引いてください

- 生命保険などからの医療保険金や入院費給付金
- 社会保険や共済などから支給を受けた給付金(出産一時金など)
- 医療費の補填を目的として支払いを受ける損害賠償金
- 国民健康保険や後期高齢者医療保険からの高額療養費

▶高額療養費の12月診療分の発送にご注意

高額療養費支給申請のお知らせ

見本

〒120-0002 総務局役場 住民課 国民健康保険課  
〒120-0002 総務局役場 住民課 国民健康保険課  
TEL: 0226-5678-0011

医療費控除の申告後に高額療養費の支払いを受けた場合、申告の訂正が必要になります。ご注意ください。

12月中に高額療養費の対象となる診療を受けた場合、「高額療養費支給申請のお知らせ」が発送されるのは、2月下旬以降です。ご注意ください。

●医療費控除の対象とならないもの

- 健康診断・人間ドックなどの費用
- 予防接種の費用
- 疾病予防や健康増進目的のサプリメントやドリンク代
- 美容を目的とした整形手術などの費用
- 診断書などの文書料
- あんま機、磁気ネックレスなどの健康器具代金

必ずチェックしてください  
**申告に必要なもの**を

●申告のときに必要なもの 忘れていないかチェック

年間収入が分かる書類

【給与や年金を受給している人】  
●源泉徴収票(給与・年金など)、事業主の支払証明書など

【事業所得や不動産所得のある人】  
●事業所得(営業や農業)、不動産所得のある人は収支内訳書  
※待ち時間短縮のために、収入と経費を事前にまとめてください。

所得控除に必要な書類

【社会保険料控除などを使う人】  
●国民健康保険税や国民年金、生命保険・地震保険・長期損害保険などの控除証明書など

【医療費控除を使う人】  
●詳細は左ページを確認してください

【障害者控除を使う人】  
●身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など  
※障害者控除対象者認定書についてのお問い合わせは、役場健康福祉課☎47-5021まで。

印鑑(認印可)

所得税の還付がある人

通帳など本人名義の口座番号が分かるもの

身元確認書類(運転免許証など)

扶養親族分も必要

番号確認書類(マイナンバーカードまたは通知カード)

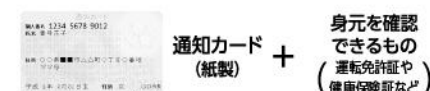
【マイナンバーカードを持っている人】

●マイナンバーカードだけで本人確認できます



【マイナンバーカードを持っていない人】

●通知カードなどマイナンバーが確認できるものと運転免許証など身元確認できる書類が必要です



必要書類をそろえておくと手続きがとってスムーズです!



▶給与と年金を受給している人  
給与所得と年金所得が両方ある人は確定申告義務者となる場合があります。

ご注意ください!!



▶事業所得や不動産所得のある人  
個人で営業・農業などの事業を行う人や不動産貸付を行う全ての人(所得税の申告の必要がない人も含む)は記帳と帳簿書類の保存が義務化されています。

▶確定申告にID(利用者識別番号)が必要に

今回の申告では、税務署に提出する書類の電子データ化に伴いIDが必要になります。IDは申告会場で発行できますので、必要書類に変わりはありません。受け付け時間の短縮のために、事前取得のご協力をお願いします。

【IDを持っている人】

●IDが分かるものをご持参ください

【IDを持っていない人】

●申告会場で発行します。また国税庁のホームページから事前取得することも可能です

IDの事前取得はこちらから(国税庁HP)

<https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm>



※このIDではID・パスワード方式のe-Taxは利用できません。  
問合先 館林税務署☎72-4373、役場税務課☎47-5011

申告会場で申請を受け付け  
PickUp **マイナンバーカード申請**

申告会場でマイナンバーカードの交付申請を期間限定で受け付ける、特設ブースを設置します。交付を希望する人は申請に必要なものをお持ちください。

●申請に必要なもの

- 本人確認書類2点(運転免許証、旅券、健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、福祉医療費受給資格者証など)  
※有効期間内のものに限る。
- 通知カード(当日回収します)
- 印鑑(認印可)
- 証明写真(縦4.5cm×横3.5cm)  
※希望する人は写真撮影をします。

期日 2月18日(水)～20日(金)、26日(水)、27日(木)  
時間 午前9時～11時、午後1時～4時  
会場 確定申告会場(役場3階大会議室)  
問合先 役場住民課☎47-5015

この機会にマイナンバーカードを作りませんか?

